平成20年4月

高齢者の医療制度を創設

現行の老人保健制度に変わり、「後期高齢者医療制度」が創設されます。

老人の医療費を中心に、国民全体の医療費が増え続けているなか、世代間の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度にすることが必要とされています。

この問題に対応するため、75歳以上の高齢者（65歳以上で一定の障害のある人を含む）は、現行の老人保健制度に変わり、来年4月に創設される「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

対象となる人

75歳以上の人、65歳以上で一定以上の障害があると市町村が認定した人、すべてが加入者となります。

具体的に何が変わるの？

この制度では、お医者さんにかかった費用の一部にあてるため、「保険料」を被保険者全員が負担することになります。

この保険料は、県ごとに一律の保険料率が設定され、所得に応じて一人ひとりの金額は異なります。納付については、原則として年金から「天引き」されることになります。また、所得の状況などに応じて軽減措置も講じられています。

医療費の負担割合については、公費（国、県、市町村）が約5割を負担、現役世代からの支援（若年者の保険料）が約4割を負担し、残りの1割を高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます（下図参照）。

給付は老人保健と変わりません

お医者さんにかかるときの窓口負担は、老人保健と変わらず、原則、一般の人は1割負担が継続されます。現役並みの所得がある人は3割負担です。

入院時の食事療養費の支給、高額療養費の支給、移送費の支給、訪問看護療養費の支給、申請をして認められると、いろいろな給付を同様に受けることができます。

保険証は1人1枚

被保険者全員に後期高齢者医療制度独自の「保険証」が、1人に1枚交付されます。保険証はカード型で小さくなります。

医療費費用の負担割合

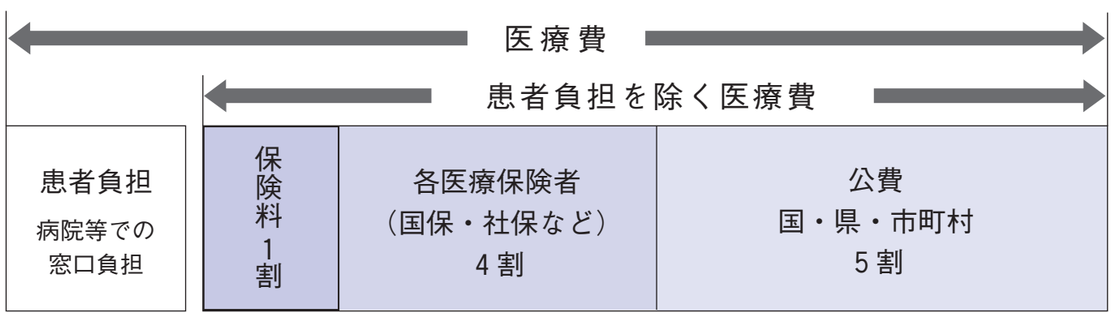

広域連合が運営主体

保険料の決定や医療を受けたときの給付などの運営主体は「長野県後期高齢者医療広域連合」が担当します。市町村は、保険料の徴収、申請や届け出の受付や保険証の引き渡しなど窓口業務を担当します。

■問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合（TEL026・229・5320）
市民環境部市民課国保年金担当（TEL82・3131）

改正のポイント

- ■ 75歳以上の人が対象となります。（一定以上の障害のある方は65歳以上）
- ■ 医療費の負担割合は一般が1割、現役並み所得者が3割です。
- ■ 保険料は原則として年金から徴収します。
- ■ 制度の運営主体は広域連合が行います。
- ■ 窓口業務、保険料の徴収は市町村が行います。

国保からお知らせ

2つの受給者証が変わります

平成19年8月1日を基準日として、平成19年度の住民税の課税所得などに応じて、医療機関などの窓口で負担する一部負担金の負担割合（1割ないし3割）の見直しを行います。

これに伴い、対象者には新しい老人医療受給者証と国保高齢受給者証を交付します。

【老人医療受給者】

①受給者証の交付

課税所得などの判定により、すでに交付されている老人医療受給者証の負担割合が変更になる人にのみ、8月1日から使用いただく「老人医療受給者証」を送付します。なお、一部負担金の割合に変更がない人は、現在お持ちの「老人医療受給者証」を引き続きご使用ください。

②旧受給者証の取り扱い

新たな一部負担金の割合を記した老人医療受給者証を交付された人は、旧受給者証を必ず返還してください。旧受給者証を使用すると、不正行為と見なされる場合がありますので、ご注意ください。

■国保高齢受給者

（誕生日が昭和7年10月1日以降、昭和12年8月1日生まれの人）

①受給者証の交付

8月1日から使用いただく「国保高齢受給者証」は全員に送付します。

②旧受給者証の取り扱い

今までお使いの国保高齢受給者証は8月1日以降使用できませんので、必ず破棄してください。

■問い合わせ 市民課国保年金担当（TEL82・3131）、各総合支所市民福祉課国保年金係

老人医療受給者証

国保高齢受給者証

保険税の算定と減免の扱いが一部変わります

地方税法の一部改正に伴い、保険税（医療分）の基礎賦課額にかかわる限度額（年税額）が本年度から53万円から56万円に引き上げられます。

基礎賦課額にかかわる限度額とは、保険税を計算するとき、一定の金額に達した場合、これを超えることができないとされる上限額のことです。

また、税に対する平等と公平性を保持するため、国民健康保険税の減免に対して、一定の基準を整備しました。詳しい内容は市民課国保年金担当までお問い合わせください。